資　料　４
練馬区基本構想審議会
平成20年9月24日

第５回基本構想審議会委員の意見一覧

第5回審議会の意見

Ⅴ　確かなまちの未来を拓くために

51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
137	(仮称)自治基本条例	・(仮称)練馬区自治基本条例について、現在、庁内検討組織を設置し検討を進めているとのことだが、平成18年4月に同組織が設置されながら未だに検討中である理由、あるいはもし議論のネックになっていることがあれば教えてもらいたい。 ・提言は、条例として明快で簡潔な具体的内容となっていると思う。自治基本条例の制定について意見の対立があるのか、提言をそのまま受け入れることに抵抗があるのか。 ・慎重な対応という説明だが説得力がなく、納得しにくいという感想を持たざるを得ない。	・これまで、区民懇談会からの提言をもとにできるだけ早く条例を制定したいと考え、シンポジウムやパブリックコメントなどを通じて区民の意見収集を行ってきました。しかし、自治基本条例を制定している市町村は123団体と全国的にも少なく、まだ十分に普及しているとはいえず、自治基本条例に対する区民の共通認識ができていません。このため、どのようにすれば自治基本条例を広く周知できるのか庁内で検討しているところです。環境整備という観点からは、拙速な制定は避けなければならないと考えています。 ・提言内容に関する意見の対立はありませんが、自治基本条例の意義や目的に対する理解について、シンポジウムや区報だけでなく、もう少し広く意見を聞くべきだという意見が多く、時間をかけた慎重な対応となっています。
138	(仮称)自治基本条例	・自治基本条例は、民主的な運営のための手続きの枠組みであるのに対し、基本構想はその目的に該当する。自治基本条例がしっかりしていなければ、基本構想は絵に描いた餅になる懸念がある。このため、基本構想自体に基本構想の実現を担保するための枠組みを明記していく必要があるのではないか。	・基本構想は、区の将来像の指針として定めるものであり、一方、自治基本条例は自治の基本的な仕組みを定めるものです。自治基本条例を定めることで、自治の仕組みを強固にして、基本構想の将来像を実現していくことが理想です。基本構想、自治基本条例の両方が相乗効果でよりよい関係性になるようにしていきたいと考えています。

第5回審議会の意見

51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
139	区政運営の透明性の向上、情報公開	・「区民本位の効率的な質の高い行政を行う」の課題として「区政運営の透明性の向上」が挙げられているが、課題解決の実現性には疑問を持っている。自治基本条例に関する提言の13ページ「第6章 区政への参加・参画」にある「政策立案段階からの参加・参画（パブリックインボルブメント）」は大切な姿勢であり、すでに本審議会や各種懇談会が設置されているが、各会議の運営をみると、ばらつきがあり、意見を聴くのみで、意思決定は別途行政により着々と進められ、情報公開されていないものがみられる。 ・指定管理者の導入に関わる検討委員会の情報公開を請求したところ、所管課から会議録がないという回答があった。情報公開課に問い合わせても実施機関の見解であるという回答しか得られなかった。区民参加・参画を進めていく場合、情報が明確であることが必要になるが、情報が公開されにくい運営がなされている。 ・区政運営の透明性については、課題に対する取り組みの方向性として書かれている内容ではなく、もっと実質的に、現状、透明性が確保されていない理由を考える必要がある。実施部署や責任者によって情報公開のレベルが異なるのではないか。トラブルが起こると改善されるが、通常トラブルは起こりにくく、時間の経過とともに区民の関心も薄れてくるので、改善されにくくなっている。こうした組織運営の問題を解決するためには、区の情報は区民の情報であるという基本原則のもと、公にすると問題になる情報を除く情報は全て区民に公開するという前提が必要である。また、会議録不存在で公開する情報がないという状態には、当然ながら歯止めをかける必要がある。	・練馬区の情報公開制度は、何人に対しても公文書公開請求権を保障するとともに、情報公表・情報提供施策を積極的に進めております。その一環として指定管理者制度・プロポーザル方式による業者選定に関わる情報公開基準の策定や附属機関等の会議の公開指針の改正等を実施したところです。今後ともより一層情報公開制度の理解と活用を促進するためには、区民に対する周知と、行政に携わるものの更なる向上が必要と考えています。区政情報は公開を原則としています。区民への説明責任を果たし、区政の透明性の向上に資するため、情報公開制度の推進に努めていきたいと考えています。
140	区政運営の透明性の向上、情報公開	・情報公開、透明性の向上が進むと、情報の洪水が起こり、何が重要な情報か分からなくなる恐れがある。情報公開の推進に加え、ボランティアの活用やオンブズマン制度などにより、住民自体が情報を監視する仕組みが必要である。こうした仕組みがあれば、情報を公開する側も本気になって情報を開示する。	
141	区政運営の透明性の向上、情報公開	・区民が求める情報と、行政が公開する情報のミスマッチがあるために、開かれた行政運営に対する区民意識意向調査の満足度も低いと考えている。練馬区では、行政評価に、試行も含めて平成11年度から取り組んでいる。当初1,000ぐらいの事務事業を自己評価して公開していたが、各事業1枚計1,000枚を公開しても意見が出てこなかった。 ・パブリックインボルブメントのような政策形成の段階の区民参加も必要であり、一方で、最終的に首長が責任を担うべき部分もある。政策形成の各プロセスにおいて出るべき情報が出ていないという問題と、膨大な公開情報と区民が求める情報との間にずれがあるという問題がある。こうした中で、練馬区の基本構想という枠の中で、区民の求める情報というものが整理され、議論できるとよい。	

第5回審議会の意見

51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
142	区政運営の透明性の向上、情報公開	・区民意識意向調査結果は、区民が必要な情報が入手しやすいか、という視点に基づく結果だと思う。 ・命に関わる情報を入手したいと思い、自殺に関する情報を練馬区のホームページで探したが、行政として公開すべき情報、統計情報は公開されているが、問題意識を持って情報を探す場合は不足感がある。 ・行政評価における事務事業評価結果の内容については、住民と異なる感性で評価していると感じるものが多い。第三者評価による評価結果は、自分の感性と近いと感じる。情報の単なる開示ではなく、情報の質についての検討が必要であると思う。	
143	区政運営の透明性の向上、情報公開	・情報を求める側と、提供する側にミスマッチがある。ただし、両者の感性に違いはあってよく、そのために情報公開の明確な基準もあってよいが、それだけで問題は解決しない。ミスマッチは常にあることを前提に、区民、行政がお互いにチェックしあえる、情報共有に関する継続的な協議の場が必要である。お互いが情報を共有することでコミュニケーションを図ることができる。 ・情報共有という考え方は、本来であれば自治基本条例だけでなく、この基本構想でも示していくべき考え方である。	

第5回審議会の意見

51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
144	公会計制度の改革	・公会計制度の改革は、いつ、どのような工程で取り組む予定なのか。練馬区としての見通しはいつ立てる予定なのか。	・新公会計制度の導入に関しては、現在、庁内の検討委員会で、最終的な導入年度や採用方式も含めて検討中しています。 ・秋までには区として導入に向けた基本的な方向を整理する予定です。連結決算を含めた対応については、直近の平成20年度決算から対応する方向です。 ・全体的なあり方については、基準モデルをめざすのが正しい方向であると考えています。ただし、電算処理の開発を含めると、早くてもあと3年ぐらいかかる方向で議論を進めている段階です。
145	公会計制度の改革	・総務省の中から二つの方式が出ているほか、東京都方式もあり、全国の自治体が迷っている現状である。 ・新公会計制度を、これまで見えなかったストックを可視化することで、将来的な練馬区の方向性を検討する際のツールとして活用していく方向性を明らかにしていければよい。	
146	公会計制度の改革	・新公会計制度の導入については、理想的な方式はまだ確定しないが、連結決算に関する情報が最も重要である。外郭団体など区の関係機関を含めて、債務負担行為や借金がどの程度あるのか、明らかにする必要がある。	・行政改革推進プランにおいても、外郭団体の見直しを取組項目の一つとし、その中で、外郭団体との連結バランスシートを作成・公表することとしており、しっかり取り組みたいと考えています。

第5回審議会の意見

51 区民本位の効率的な質の高い行政を行う			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
147	行政サービスの質、効率性、提供主体など	・「区民本位の効率的な質の高い行政を行う」にある、「区民本位」には区民一人一人の個別ニーズへの対応が含まれ、「効率的な質の高い行政」とは、本来、矛盾する内容である。全国的に、民間委託や行政組織のスリム化が進められているが、その中でサービスの質を本当に担保できるのか。子育て、教育などの分野では、子どもが小さいときに手間をかければ、青年期にコストがかからないといった面もある。指定管理者制度の導入にあたっては、将来的なコスト削減という観点からも丁寧に検討してほしい。 ・民間事業者が行政サービスを受託しても、住民には、最終的には行政に頼る意識が残っている。また、受託民間事業者にしても、サービスの実行はできても、意思決定権はなく責任を持つことができないという、行政、民間事業者、住民の主体間のバランスが悪い状態が続いている。区民本位の行政サービスの提供には、区民のコスト負担意識を醸成するための取組が必要であり、自治基本条例にもそうした内容が明確に規定されれば、先に発言された二人の委員が危惧しているようなことはなくなるだろう。 ・区側も担当職員を2～3年で異動させるのではなく、職員のプロフェッショナル化を進める組織運営について検討する必要があるのではないか。	・職員の異動については、職員の構成、事務効率の向上、職場の特性等を総合的に勘案し、適正な人事配置を行っているところです。
148	行政サービスの質、効率性、提供主体など	・質の高い行政には膨大なコストがかかるが、民営化や民間委託に加え、コミュニティによる負担が必要だと思う。ねりま区報を見ると、必要性に疑問を感じるような行政サービスが多過ぎるように感じる。コミュニティの中で、住民の意識を変えて、節約していかないと、今後、住民全ての要望に応えることは難しい。区は、基本的な方向性の明示やインフラ整備に資源を集中すべきである。不便な面があっても、副次的な効果もあるので、コミュニティも自らコストを負担すべきであることを、もっと区民にアピールしていく必要があるのではないか。	
149	行政サービスの質、効率性、提供主体など	・地域において住民が幸せで豊かに暮らすために、行政がサービスを提供することがベストなこともあれば、行政以外の主体がベストなこともありえる。この選択をどう考えるのかは、これからの区政運営において明確な都市経営の考え方を示すことが重要であり、こうした視点がきちんと貫かれている基本構想を考えていきたい。	
150	行政サービスの質、効率性、提供主体など	・現場で頑張っている公務員から仕事がやりにくいという声を聞いたことがある。現場で区民を向いて働いている公務員や行政から委託を受けてがんばっている民間の人たちが、本当に仕事がしやすいと感じるような基本構想の文言について議論したい。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
151	町会・自治会等	・町会・自治会の規模は、4世帯だけの小規模町会から5千世帯を超える町会まで幅広い。町会は住民自らが自分のまちをよくするために助け合っていこうと会費を払って組織されたものである。しかし、区民のニーズは多様化し、また、町会への加入は強制できないことから、加入世帯を増やすことには各町会・自治会とも組織規模に関係なく苦労している。 ・町会連合会では、区の情報を、早い段階で、各町会・自治会まで伝える必要がある。また、逆に各町会・自治会の要望を速やかに汲み上げる必要があるが、現状の町会連合会の組織形態ではそれが困難な面があるため、組織改正に取り組んでいるところである。 ・まず、すべての町会・自治会が、町会連合会に入ってくれるような組織にするための準備をしているところである。また、新しく引っ越してきた人に対して町会・自治会に加入してもらえるよう、町会としても取り組んでいく必要があると考えている。 ・町会・自治会は、出生から冠婚葬祭、民生委員から防災、学校応援団、PTAまで幅広く住民の生活に関わっている。このため、町会長からは、これ以上町会の役割を増やさないようにという要望も出ている。	
152	町会・自治会等	・全国では、新しいコミュニティをつくる地域もあれば、従来からの町会・自治会を基盤とする地域もあり、町会・自治会のあり方は地域によって異なる。同じ練馬区内でも、そのあり方は違ってくるかもしれない。	
153	町会・自治会等	・比較的古い地域コミュニティが残る、高齢化率の高い町会に参加している。町会・自治会の会員同士が中で手を組めば地域がよくなることもあると思うが、中には聞く耳を持たない人もおり難しい。	
154	町会・自治会等	・町会の班長を務めていたとき、町会の魅力は何なのか、うまく答えられなかった苦い経験がある。情報伝達のスピードも町会よりインターネットの方が早く、また、災害時も個人的な備蓄は十分にあり町会に頼る必要性を感じない。さらに、いざというときは町会よりも若い人のほうが役立つのではないだろうか。 ・町会役員就任の依頼もあったが、町会活動で忙しくなり過ぎ、その結果、家族の絆が崩壊するのは、本末転倒であると思う。地域コミュニティに関しては、国が示した政策とは別に、練馬区独自の取組みが必要ではないか。	
155	（意見提出シート） 町会・自治会等	・まず区民一人ひとりが、出来ることから地域の活動に自ら参加し、その中で声をあげたり具体的に行動したりすることで、活動の仕方や組織の改善などに取り組んでいくことが大切ではないか。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
156	（意見提出シート） 町会・自治会等	・勤労世帯が平日の日中に町会・自治会の活動を行なうことは基本的に無理であり、かつ仕事や子育てに終われる中、夜間や休日にそれを設定したとしても、なかなかインセンティブをもちにくい。 　私は自治会には入れなかったが、地域の防災や防犯情報が欲しくて、練馬区の「安全・安心メール」に加入しメールで情報を受けている。このメールにどのくらいの人が参加しているかわからないが、こうしたいわゆる公的な情報だけでなく、地元のグルメ情報や病院の情報等も含めて、地域のことを知りたいという潜在的な区民の要望は多いと思われる。 若い世代も地域コミュニティに取り込もうとするならば、コミュニティのしくみも、まちの掲示板機能や、顔と顔を合わせる集会等に加えて、住民同士が情報交換可能な電子掲示板や町会の行事がわかるカレンダー機能等、HPやメーリング手段も活用したらどうだろうか？ もちろん当初は、「情報リテラシー」という問題も生じるかもしれないが、これは、地域情報の発信の一つの手段であって、目的はあくまでも、地域に関心をもつ人を増やしていくこと！ こうした新しいツールと従来の機能の双方を充実させることによって、偏りのない地域のコミュニティが育っていくように思う。 「住民自治」は、地域に関心を持ち、発言し、行動できる人を増やしていかなければ、せっかく法律ができても、意味をなさないように思う。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
157	地域活動のあり方・人材確保など	・PTAや青少年委員、学校開放などの活動を見て、ルーティンワークに追われている印象を持っている。区民懇談会の健康福祉分野分科会では、「気軽に相談できる総合相談窓口」を提案したが、皆が町会・自治会の役割を知り、新しく引っ越してきた人も町会・自治会に気軽に加入できる雰囲気があれば、提案は実現できると感じた。 ・地域の活動をルーティンワークと思わない、楽しくなるような取組があれば、地域コミュニティの活性化にも結びつくと思う。	
158	地域活動のあり方・人材確保など	・青少年育成地区委員会の活動に参加しているが、委員の世代交代が課題である。仕事や子育てなどに忙しい若い世代の巻き込み方が、どの地区委員会でも難しい。 ・光が丘では、学校数が多い。青少年育成地区委員会ができて25年が経過したが、ここへきてようやくすべての学校と連携ができてきたことを感じる。いろいろな活動に、学校の先生に参加していただくようになったので、今後もよい関係を継続していきたい。	
159	地域活動のあり方・人材確保など	・青少年育成地区委員などを務めている。子育ての終盤にさしかかっている中学生、高校生の子を持つお母さんに地域活動に参加してもらいたいが、最近は仕事をしている人も増えており、人材確保が難しいと感じている。	
160	地域活動のあり方・人材確保など	・自分の地域の青少年育成地区委員会は非常に若い。若い世代が参加している町会・自治会もみられる。世代交代をしっかりと打ち出す必要がある。	
161	地域活動のあり方・人材確保など	・資料2－2の練馬区内の地域活動の状況に、主任児童委員が掲載されていないが、区内には39名（40名中1名が欠員）の主任児童委員がいるので是非覚えてもらいたい。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
162	小中学校区を単位とした活動	・地域コミュニティについて小中学校区等を単位とした活動とあるが、国による学校5日制の導入により悪循環が生じている。学校5日制の導入により学力が低下するので、親は塾に通わせる、そして、他のことができなくなり、子どもは地域活動に参加しない、という悪循環がどんどん広がっている。しかし、一方で、地方自治体は、小中学校区を単位としたコミュニティ活動を促進させようとしており、矛盾が生じている。そもそも行政が地域コミュニティに介入すること自体が問題ではないか。基本構想審議会で、地域コミュニティが議論されること自体が地域コミュニティの危機的状況を表している。小さい頃の遊びを通じた幼馴染は結束力も強い。	
163	小中学校区を単位とした活動	・小中学校区等を単位とした活動については、一人の人が複数の活動をかけもちすることが多いが、中でも避難拠点運営連絡会に着目している。同組織は、区が先頭になって組織の設立を推進したことで、現在は全ての区立小中学区で設立されている。設立に際しては、PTA、町会・自治会などの人たちが参加することにより、子育て後の母親が新たに町会・自治会に加入するようになるなど、地域におけるつながりも形成されている。 ・組織設立にあたり、区は様々な情報提供や、組織設立にあたっての方向性について、強制することなく示してくれた。世代間の意見対立が起こったこともあったが、地域における縦の関係づくりにおいては、こうした区の役割が非常に重要であったと思う。 ・基本構想には、練馬区で新しい共同体をつくろう、という姿勢をどこかに記述しなければ、受身の区民が税金を払って行政サービスを受けるだけの内容になってしまう。	
164	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・地域における住民自治組織は、行政が関与するものではないが、サービスの主体を行政、民間、コミュニティと分けて考えるとき、地域の中でコミュニティがどれだけ機能しているかは行政のあり方に関係してくる。 ・また、コミュニティと行政の協働事業も今後は増えてくる。コミュニティ側の組織は、町会・自治会なのか、あるいは別の組織なのか、全ての町会・自治会がよいとはいえない。地域コミュニティのあり方は、基本構想で結論が出せるものではなく、きちんと機能させていくための地域コミュニティのあり方、人材育成や情報伝達など経営体としてのあり方、コミュニティ形成について検討する場をつくり、議論を深めていくような方向性を打ち出していく必要があると思う。	
165	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・地域の組織が重要であるのは間違いないが、町会の構成員の年齢構成にはばらつきがある。コミュニティの育て方に統一的な一つの手法はなく、各地域の独自のコミュニティの育て方があるはずである。そのために、やる気のある人たちがスムーズに動けるような仕組み、彼らをうまくサポートする仕組みが重要だと思う。防災を中心に活動している地域もあれば、町会あるいは若いボランティアを中心に活動している地域もある。似たような地域でも、活動主体は異なる。 ・存続自体が目的化しているような組織は、組織を廃止してよいのではないか。年数回の事業を担当する部署の存続目的のための組織もあるのではないか。それらの事業の中には、自治会・町会が協力できるものもあると思われる。いろいろな団体・行政部署がそれぞれ地域で事業に取り組んでいるが、同じ人がさまざまな肩書きで出席していることが多く、逆に事業の意義が薄れているように思う。地域でどのようなコミュニティをつくっていくのか、地域の人が既存組織の統廃合やリストラについて大胆に考える必要があるのではないか。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
166	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・既存組織の統廃合はよく考えていく必要がある問題である。 ・子どもが、ご近所に毎朝、挨拶をしている。これは、何かあったときに、自分がどこの子どもか認識してもらいたいという気持ちがあるためである。自分自身、町会の班長や役員も務めたが、そうした親の姿を子どもが見ることにより、子どもも自然と地域を大切にする気持ちが育っていくものと思われる。こうした子どもの期待もあるので、町会・自治会等の地域の活動には参加せざるを得ないと感じる部分もある。	
167	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・地域は人を育てる場でもある。これからどのような地域になっていくのか、地域のそれぞれの活動の厚みがどう関わってくるのかで、協働や参加に関する行政の守備範囲も決まる。	
168	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・参加のメリットもなく、積極的な参加には抵抗があり加入率が低下しているような町会や、実質的な参加を歓迎しないような町会は衰退すると思う。コミュニティの新しい機能だけを抽出して再構築すべきだと思う。	
169	コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割	・どのような人にも関係がある、いざというときの防災体制をテーマとしても、行政がどこまで責任を持つのか、明確でない。コミュニティの自主性だけに任せるのではなく、行政と地域の住民と自主的な活動を含めて、実際上、命がどのレベルで保証されているのか点検することはコミュニティづくりの出発点となるのではないか。10年先のコミュニティをどのような姿にしたいのか、明確にした方がよい。	・区は、大規模地震が起きたときに備え、避難拠点の整備や食糧等の備蓄、災害時要援護者名簿の作成と関係機関への情報提供等をしています。そして、いざ地震が起きたときには、防災機関と協力し、災害対策にあたります。しかし、発災直後は、区や防災機関の活動にも限界があることから、被害を未然に防いだり、最小限に抑えたりするために、自分の命は自分で守るという「自助」と自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」ということが非常に大切であることを、いろいろな機会にお伝えしています。区民の皆様は、是非、室内の安全確保や3日分の食糧・飲料水の備蓄等のご家庭での備えや、いざというときに助け合えるような地域での備えをお願いします。

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
170	**コミュニティの組織などのあり方、行政との協働、行政の役割**	・地域コミュニティが形成されているところは、全国的に災害後に結束してコミュニティが形成されているところが多い。しかし、できれは災害が起こる前に地域コミュニティは形成されるべきである。防災でもよいが、他地域のベストプラクティスに関する情報提供は、地域コミュニティのインフラ整備という観点から行政の役割である。	
171	**（意見提出シート）「地域コミュニティ」のイメージの共有**	・地域コミュニティの定義としては、「コミュニティとは、共同生活が営まれている地域、または地域的基盤をもったあらゆる共同生活」であり、 ①地域性、②共同性、③コミュニティ感情（we feeling）に特徴づけられる（MacIver, R. M.）といった学術的定義がある一方、中央教育審議会では、「住民間のコミュニケーションの総体、空間的な広がりとしては、基本的には小学校区程度」といった定義で議論が展開されている。 ・どのような定義でもよいが、議論を行なう際に「地域コミュニティ」の意味するところを委員で共有すると、具体的な施策のイメージが確立すると思われる。	
172	**（意見提出シート）国の施策との連動した具体案の作成**	・教育基本法（平成18年12月改正）に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条文が新設され、また、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月19日）では、「学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり」の具体案として、 ①地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮 ②学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保 ③地域住民の活動経費の確保 ④教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等 の4点が挙げられている。場合によっては、国の施策と連動し、地域に根づいた地域振興施策を行なうことも肝要と思われる。	

第5回審議会の意見

地域コミュニティ			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
173	（意見提出シート） 学校週5日制 2学期制	・週5日制になって種々の弊害が出ていると思う。また、今年から2学期制が行われているが、テスト校で生徒・保護者・教師ともに反対で一時3学期制にもどした学校がある。現場をもっと教育委員会は知ってほしい。机上でなにか変えようというだけで変えている気がしてならない。	・学校週５日制は、子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるよう平成14年度から完全実施されています。 　また、二学期制は、きめ細かな指導と評価の充実など教育活動の一層の充実を図るため、中学校では平成19年度、小学校では平成20年度から導入しました。 　練馬区においては、二学期制に関するテスト校というものは設置しませんでしたが、全校に導入する以前から二学期制を実施していた学校はありました。しかし、ご指摘のような二学期制を三学期制に戻した学校はありません。 　教育委員会では、児童・生徒および保護者、学校長・教職員の声を受け止めながら、より充実した学校教育になるよう努めております。

基本構想全般について（8月25日審議会）			
No.	項目	委員の意見	区のコメント
174	基本構想を実現する仕組み	・自治基本条例ができていない段階で、基本構想を策定しても、実現は担保されていない。このため、基本構想に附帯意見をつけるか、基本構想の行政の担当部分だけに別の条例の制定など実現する仕組みを明記することを検討してはどうか。	
175	基本構想を実現する仕組み	・基本構想の実効性を担保する仕組みを基本構想そのもの、あるいは附帯意見として、つけるかという意見だが今後検討していこうと思う。	